

法務研修セミナー 第40回報告

犯罪被害者等施策について

中京大学法科大学院 教授

中 川 由 賀

1 はじめに

平成16年に犯罪被害者等基本法が成立し、これを受けて、平成17年に犯罪被害者等基本計画が閣議決定され、平成23年に第2次犯罪被害者等基本計画が閣議決定された。これらに伴い、さまざまな犯罪被害者等施策の整備が進められている。ここ十年間で犯罪被害者等の支援のための制度等は大きく様変わりしてきており、このような背景を踏まえて、今回の報告では、犯罪被害者等施策について報告する。

2 世界における犯罪被害者等施策の経緯

刑事司法制度において、被疑者・被告人については、比較的早い段階から、適切な訴訟手続が保障されるよう配慮され、さまざまな権利が認められてきた。

これに対し、犯罪被害者等については、長年にわたり、手続的な保障や権利の保障がなされない状態であった。

しかし、1960年代以降、欧米を中心として、犯罪被害者のための施策が整備されるようになった。そして、1985年、第7回犯罪防止及び犯罪者の処遇に関する国際連合会議において、「犯罪及び権限濫用の被害者に関する司法の基本原則宣言」が決議され、同年、国連総会において、この宣言が採択された。その後、各国において、犯罪被害者のための施策の整備が進められている。

2005年に国連アジア極東犯罪防止研修所で開かれた国際研修のテーマは「犯罪及び権限濫用の被害者に関する司法の基本原則宣言」の採択20周年を迎えての研究であり、本職は、同研究に参加し、各国の司法関係者及び捜査関係者とともに各国の犯罪被害者施策の現状や今後の取り組みのあり方について議論する機会を得た。各国の司法関係者ないし捜査関係者からの報告によると、国ごとに犯罪被害者施策に関する現状は異なっているものの、犯罪被害者支援の重要性に対する認識を有しているということ、そして、被害者支援のための施策が進展しているという方向性については各国とも共通しており、犯罪被害者等支援は、日本だけではなく、国際的な潮流といえるということを確認した。

3 日本における犯罪被害者等施策の経緯

(1) 犯罪被害者等基本法成立前の経緯

ア 昭和20年代から昭和40年代まで

昭和20年代から昭和40年代は、日本においては、犯罪被害者等施策がほとんどない状態であった。犯罪被害者支援を主目的として制度が導入されることはなく、他の目的、例えば、反社会的勢力等による犯罪増加に対応するための治安施策や自動車の増加に伴う交通施策として導入された施策が結果的・副次的に被害者支援の効果を持つことがあるのみであった。

イ 我が国における犯罪被害者等支援の始まり

日本において、純粹に犯罪被害者の保護を目的として施策がなされたのは、昭和55年に犯罪被害者等給付金支給法が制定され、犯罪被害者給付制度が新設されたのが最初である。

その5年後である昭和60年には、前述の国連総会における「犯罪及び権力濫用の被害者のための司法の基本原則宣言」が採択され、日本国内でも、次第に犯罪被害者等支援の必要性に対する認識が高まっていった。

そして、平成3年、犯罪被害給付制度発足10周年記念シンポジウムが開催され、同シンポジウムにおいて、被害者の精神的援助の必要性が強く指摘された。

ウ 平成8年頃から犯罪被害者等基本法制定に至るまでの施策

このような一連の流れの中で、次第に被害者支援のための動きが活発化していった。

平成8年には、警察庁において、「被害者対策要綱」を作成し、全国警察に通達した。これを受けて、全国の各都道府県に、警察や関係機関によって構成される被害者支援連絡協議会が設立された。

さらに、平成11年には、検察庁において、全国統一の制度として、被害者等通知制度が実施されるようになった。

また、平成11年には、政府に「犯罪被害者対策関係省庁連絡会議」が設置され、平成12年には、報告書がとりまとめられた。

そして、同年、いわゆる犯罪被害者等保護二法が制定された。この犯罪被害者等保護二法とは、刑事訴訟法及び検察審査会法の一部改正と、犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律である。これらの法律により、証人への付き添い制度、遮蔽措置の導入、ビデオリンク方式の導入等の証人の負担の軽減、公判廷における被害者等の意見陳述、公判優先傍聴、公判記録の閲覧及び謄写の制度が設けられた。

さらに、平成13年には、犯罪被害者等給付金支給法が「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」に名称変更されるとともに、その内容が改正された。具体的には、給付対象障害等級の拡大、重傷病給付金の新設、遺族給付金への医療費負担額の付加、給付金支給額の引き上げが行われるとともに、警察本部長等の被害者等に対する援助措置や、犯罪被害者等早期援助団体の指定という規定が新設された。

このように平成8年以降、犯罪被害者保護のための法整備が急速に進められた。

しかしながら、これらの施策は一定の成果を上げる一方で、各省庁単位での個別的な取組であるという問題があり、また、犯罪被害者等への支援がまだ十分ではない旨の指摘もあり、総合的な取組を求める要請が高まっていった。

(2) 犯罪被害者等基本法成立以降の経緯

ア 平成16年の犯罪被害者等基本法成立

以上のような一連の流れを受けて、平成16年、議員立法により、犯罪被害者等基本法が成立し、同年に公布、平成17年に施行された。

犯罪被害者等基本法は、「第1章 総則」、「第2章 基本的施策」、「第3章 犯罪被害者等施策推進会議」で構成されている。

第1章の総則には、第1条に目的規定、第2条に定義規定、第3条に基本理念が定められ、第4条から第6条までに、国、地方公共団体、国民それぞれの責務に関する規定が置かれ、第7条に関係機関の連携協力についての規定が置かれています。そして、第8条には犯罪被害者等のための施策の推進のために犯罪被害者等基本計画を定めるべき旨が規定されている。

第2章の基本的施策では、第11条から第23条まで、犯罪被害者等のために進めていくべき施策が挙げられており、これらについては、後述の犯罪被害者等基本計画において5つに分類して整理されている。

第3章では、犯罪被害者等施策推進会議についての規定が置かれており、同会議において、犯罪被害者等基本計画の案を作成することとされた。

イ 平成17年の犯罪被害者等基本計画

このような犯罪被害者等基本法の規定を受けて、平成17年、内閣府に犯罪被害者等施策推進会議が設置され、この推進会議の下に、犯罪被害者等基本計画検討会が置かれ、基本計画案をとりまとめられ、同年12月、基本計画案が閣議にかけられ、政府の基本計画として決定された。これが第一次の犯罪被害者等基本計画である。この犯罪被害者等基本計画においては、4つの基本方針と5つの重点課題が示された。そして、この第一次の犯罪被害者等基本計画は、その計画期間を平成22年度末までの約5年間とされ、その後の5年間、4つの基本方針に従い、5つの重点課題に関する取組がなされてきた。

ウ 平成23年の第2次犯罪被害者等基本計画

その後、第一次の犯罪被害者等基本計画の実施状況に関する検討を踏まえ、平成23年3月には、計画期間を平成23年4月から平成27年度末までの5年間とする第2次犯罪被害者等基本計画が策定された。この第2次犯罪被害者等基本計画も、第一次の犯罪被害者等基本計画を踏襲したものであり、同じく4つの基本方針と、5つの重点課題が示されている。

現在、この第2次犯罪被害者等基本計画に従った取組が進められている。

4 犯罪被害者等基本計画の概要

(1) 4つの基本方針

犯罪被害者等基本計画においては、4つの基本方針が掲げられている。第1に「尊厳にふさ

わしい処遇を権利として保障すること」、第2に「個々の事情に応じて適切に行われること」、第3に「途切れることなく行われること」、第4に「国民の総意を形成しながら展開されること」である。

ア 尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること

1つめの「尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること」という方針は、犯罪被害者等基本法第3条第1項の「すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。」旨の規定を受けて掲げられた方針である。

犯罪被害者等基本計画において、「犯罪被害者等のための施策は、例外的な存在に対する一方的な恩恵的措置ではなく、社会のかけがえのない一員として、犯罪被害者等が当然に保障されるべき権利利益の保護を図るためのものである。施策の実施者は、犯罪被害者等はその尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有していることを視点に据え、施策を実施していかなくてはならない。」旨の方針が示されている。

イ 個々の事情に応じて適切に行われること

2つめの「個々の事情に応じて適切に行われること」という方針は、犯罪被害者等基本法第3条第2項の「犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。」旨の規定を受けて掲げられた方針である。

犯罪の罪質にはさまざまなものがあり、犯罪被害者等が受ける被害の内容もさまざまなものがある。また、被害の原因や犯罪被害者等が置かれている状況についても、その犯罪、その犯罪被害者等ごとにさまざまである。また、同じ犯罪の同じ被害者であっても、時間の経過とともに、直面する問題も変化していく。

そのため、このような違いや変化に着目せずに、犯罪被害者等のための施策を一律のものとして講じたとしても、当該犯罪被害者等が直面している困難に対して意味のないものとなったり、ときにはかえって負担を増す結果にもなったりしかねない。

このような認識を前提にして、犯罪被害者等基本計画において、「施策の実施者は、個々の犯罪被害者等の具体的事情を正確に把握し、その変化にも十分に留意しながら、個々の事情に応じて適切に施策を実施していかなければならない。」旨の方針が示されている。

ウ 途切れることなく行われること

3つめの「途切れることなく行われること」という方針は、犯罪被害者等基本法第3条第3項の「犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。」旨の規定を受けて掲げられた方針である。

犯罪被害者等は、犯罪被害に遭った後、平穏な生活を営むことができるようになるには長期間を要する。その一方で、適用される制度や担当する機関等が様々に変わることや地理的な制約等により、必要な支援等が行われないおそれがある。

そのようなことにならないよう、犯罪被害者等基本計画において、「施策の実施者は、制

度や担当機関等が替わっても連続性を持って当該犯罪被害者等に対する支援等が行われるよう、また、犯罪被害者等の誰もが、必要なときに必要な場所で適切な支援を受けられるよう、途切れることのない支援等を実施していかなければならない。」旨の方針が示されている。

エ 国民の総意を形成しながら展開されること

4つめの「国民の総意を形成しながら展開されること」という方針は、犯罪被害者等基本法第6条の「国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することがないように十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。」旨の規定を受けて掲げられた方針である。

犯罪被害者等基本計画において、「犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等がその名誉又は平穏を害されることなく、共に地域で生きていけるよう国民が総意で協力する社会を形成していくという視点を持って実施されなくてはならない。同時に、国民の総意が形成されるよう、犯罪被害者等のための施策の作成・実施は、国民からの信頼を損なわないように適切に行われる必要がある。」旨の方針が掲げられている。

(2) 5つの重点課題

犯罪被害者等基本計画においては、5つの重点課題が掲げられている。

犯罪被害者等の支援のための要請は広範囲にわたっており、犯罪被害者等基本法においても、第2章に第11条から第23条まで多数の具体的施策が挙げられている。これらさまざまな具体的施策を整理して5つに分類して提示したのが、この5つの重点課題である。

5つの重点課題とは、第1に「損害回復、経済的支援等への取組」、第2に「精神的・身体的被害の回復・防止への取組」、第3に「刑事手続への関与拡充への取組」、第4に「支援等のための体制整備への取組」、第5に「国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組」である。

このような整理がなされたことにより、各省庁は、有機的な施策体系の一部を担っているという意識の下に、個々の施策の実施に当たって、各課題に対する当該施策の位置づけを明確に認識し、課題ごとに府省庁横断的かつ総合的な施策の推進・展開が図られ、一層効果的な取組がなされることが期待される。

5 犯罪被害者等基本計画に基づく具体的施策

次に、第一次犯罪被害者等基本計画の5つの重点課題に関する具体的施策について、主なものを説明する。

(1) 損害回復・経済的支援等への取組（12条、13条、16条、17条）

ア 損害の請求についての援助等

犯罪被害者等基本法第12条は、「国及び地方公共団体は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助、当該損害賠償の請求についてその被害に係る刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充等必要な施策を講ずるものとする。」と規定している。

これを受けて、第一次犯罪被害者等基本計画では、今後講じていく施策として、損害賠

償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度を新たに導入する方向での検討をし、施策を実施することが掲げられた。

そして、平成19年、損害賠償命令制度の新設等を内容とする「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」が成立・公布され、平成20年から施行されることとなった。

新たに損害賠償命令制度を導入したことにより、刑事裁判所が犯罪被害者等から被告人に対する損害賠償請求の申立てがあったときは、刑事事件について有罪の言い渡しをした後、当該賠償請求についての審理・決定をすることのできるようになり、これによって、犯罪被害者等の損害賠償請求に関する労力が大幅に軽減された。

この損害賠償命令制度の導入は、第一次犯罪被害者等基本計画における大きな成果の一つとして評価されている。

イ 給付金の支給にかかる制度の充実等

犯罪被害者等基本法第13条は、「国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとする。」と規定している。

これを受けて、第一次犯罪被害者等基本計画では、今後講じていく施策として、犯罪被害者給付制度における重傷病給付金の支給範囲等の拡大等が盛り込まれた。

そして、重傷病給付金について、支給要件の緩和等の政令改正がなされ、親族間の犯罪について支給制限の緩和を行う規則改正がなされた。さらに、休業損害を考慮した重傷病給付金等の額の加算等の法改正がなされ、重度後遺障害者に対する障害給付金の額の引き上げ等の政令改正がなされた。

この犯罪被害給付制度の拡充も、第一次犯罪被害者基本計画による大きな成果の一つとして評価されている。

ウ 居住の安定

犯罪被害者等基本法第16条は、「国及び地方公共団体は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。」と規定している。

犯罪被害者等基本計画では、今後講じていく施策として、公営住宅への優先入居等の施策を盛り込まれた。

そして、これにしたがって、公営住宅への優先入居等に関するガイドラインが策定されるなどされた。

エ 雇用の安定

犯罪被害者等基本法第17条は、「国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を深める等必要な施策を講ずるものとする。」と規定している。

これを受けて、犯罪被害者等基本計画では、今後講じていく施策として、厚生労働省に

において、事業主等の理解の増進、個別労働紛争解決制度の活用、被害回復のための休暇制度導入の是非に関する検討を行うこととされた。

かかる施策に関し、被害回復のための休暇制度の必要性に関するリーフレットやポスター等の作成・配布が行われたが、雇用の安定ということに関しては、事業主等の意識が変わっていくことが必要であり、一層の周知・啓発等を行う必要性が指摘されている。

(2) 精神的・身体的被害の回復・防止への取組 (14条、15条、19条)

ア 保健医療サービス及び福祉サービスの提供

犯罪被害者等基本法第14条は、「国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。」と規定している。

これを受けて第一次犯罪被害者等基本計画では、厚生労働省、内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、金融庁といったさまざまな省庁に関わる数多くの施策を挙げ、その後、これに従った取組がなされており、主なものとして、厚生労働省において「犯罪被害者の精神的健康の状況とその回復に関する研究」が実施され、その成果を利用した精神保健関係者向けマニュアルが作成されるなどしている。

また、犯罪被害者等に対する「保健医療サービス及び福祉サービスの提供」の施策の一つとして、愛知県では、平成22年に一宮市の病院において、性犯罪に関する「ワンストップ支援センター」が開設されている。同施設は、性犯罪被害者の負担軽減を軽減し、性犯罪の潜在化防止をすることを目的として設置された施設であり、性犯罪被害を受けた被害者が病院における心身の治療、民間支援員等による支援、警察官による事情聴取等を1か所で受けられるようになっている。

イ 安全の確保

犯罪被害者等基本法第15条は、「国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別の措置、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取り扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。」と規定している。

犯罪被害者等の多くは、再被害に対する不安を強く抱いており、再被害を防止する必要があることは当然であり、加えて、再被害に対する不安自体が犯罪被害者等の大きな負担となっており、この不安を解消する取組が必要である。

そこで、第一次犯罪被害者等基本計画では、今後講じていく施策として、一つには加害者に対する情報提供の拡充、もう一つには犯罪被害者等に関する情報の保護という施策が示された。

このうち、加害者に対する情報提供の拡充については、第一次犯罪被害者等基本計画前から、法務省による出所情報通知制度及び検察庁による被害者等通知制度が実施されてい

たが、第一次犯罪被害者等基本計画を受けて、平成19年から、被害者等通知制度が拡充され、検察庁、刑事施設、地方更生保護委員会、保護観察所が連携して通知を行っている。さらに、第二次犯罪被害者等基本計画により、加害者に関する情報提供拡充が進み、平成26年4月から、通知事項が増えている。

また、被害者等に関する情報の保護等については、平成19年に「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」が成立し、犯罪被害者等に関する情報の保護に関する規定が置かれた。これにより、裁判所は、性犯罪等の被害者の氏名等について、公開の法廷でこれを明らかにしない旨の決定をすることができ、起訴状の朗読等の訴訟手続が、被害者の氏名等を明らかにしない方法により行われることとなった。また、検察官が証拠開示の際に被害者特定事項が明らかにされることにより、その名誉が害され、あるいは危害が加えられるおそれがあると認める場合等には、弁護人に対し、被害者特定事項がみだりに被告人その他の者に知られないようにすることを求めることができるようになった。

このような被害者特定事項の秘匿は以前からその必要性が指摘されてきたところであり、このような法改正は、第一次犯罪被害者等基本計画における大きな成果の一つとして評価すべきである。

しかしながら、現制度下でも、性犯罪であっても、起訴状の公訴事実には、被害者の氏名を記載せざるを得ず、その起訴状の謄本は裁判所から被告人に送達される。そのため、実際の捜査の現場においては、被害者が被告人に自己の氏名が知られることを恐れ、極めて不本意ながらやむなく処罰を求めることをあきらめざるを得ない事態に陥る事案が数多く存在している。この点については、更なる法的な手当が必要と考える。

ウ 保護、捜査、公判等の過程における配慮等

犯罪被害者等基本法第19条は、「国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穩その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、その他施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。」と規定している。

これを受けて、第一次犯罪被害者等基本計画は、今後講じていく施策として、職員等に対する研修の充実、女性警察官等の配置、警察における犯罪被害者等の施設の改善、検察庁における犯罪被害者等のための待合室の設置等を挙げており、これに従った施策が講じられている。

(3) 刑事手続への関与拡充への取組 (18条)

犯罪被害者等基本法第18条は、「国及び地方公共団体は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、刑事に関する手続の進捗状況等に関する情報の提供、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等必要な

施策を講ずるものとする。」と規定した。

これを受けて、第一次犯罪被害者等基本計画は、今後講じていく施策として、犯罪被害者等が刑事裁判に直接関与することのできる制度の検討及び施策の実施等を掲げた。

その後、この刑事手続への関与拡充への取組については、被害者参加制度の導入等により大幅に進展してきた。

まず、平成19年、被害者参加制度の導入等を内容とする「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」が可決・公布され、平成20年から施行されることとなった。この被害者参加制度の導入により、裁判所が相当と認めるときは、殺人傷害などの故意の犯罪行為により人を死傷させた罪、業務上過失致死傷などの罪に係る事件等の犯罪被害者等が、刑事裁判手続に参加することが可能となった。

さらに、平成20年に「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律」が成立し、被害者参加人のための国選弁護制度が創設された。

(4) 支援等のための体制整備への取組 (11条、21条、22条)

ア 相談及び情報の提供等

犯罪被害者等基本法第11条は、「国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。」と規定している。

これを受けて、第一次犯罪被害者等基本計画では、「相談及び情報の提供等」に関する具体的施策として38施策が示され、地方公共団体に対する総合的対応窓口設置の要請、日本司法支援センターにおける犯罪被害者支援ダイヤルの運用、犯罪被害者支援ハンドブック・モデル案の作成等の施策が進められている。

イ 調査研究の推進等

犯罪被害者等基本法第21条は、「国予備地方公共団体は、犯罪被害者等に対し専門的知識に基づく適切な支援を行うことができるようにするため、心理的外傷その他犯罪被疑者等が犯罪等により心身に受ける影響及び犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに国の内外の情報の収集、整理及び活用、犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質の向上等必要な施策を講ずるものとする。」と規定している。

これを受けて、内閣府において行った「犯罪被害類型別継続調査」等、関係各省庁において各種調査研究が実施され、調査研究の成果についてはホームページに掲載されるなど、国民への情報提供が行われている。

ウ 民間の団体に対する援助

犯罪被害者等基本法第22条は、「国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割の重要性に鑑み、

その活動の促進を図るため、財政上及び税制上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。」と規定している。

これを受けて、第一次犯罪被害者等基本計画では民間団体に対する援助のための具体的施策も掲げられ、内閣府において、平成21年に「民間被害者支援団体における研修カリキュラムモデル案」が示されるなどの支援がなされた。

(5) 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組（20条）

犯罪被害者等が、犯罪等により受けた被害から立ち直り、平穩に暮らせるようになるためには、被害者の周囲の人々の理解と配慮と協力が重要である。

犯罪被害者等基本法第20条には、「国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。」と規定している。

これを受けて、第一次犯罪被害者等基本計画では、国民の理解の増進と配慮・協力の確保のための取組のための施策がいくつも掲げられており、例えば、毎年11月25日から12月1日までは「犯罪被害者週間」とされ、この期間には全国各地で啓発事業が集中的に実施されている。

6 愛知県における犯罪被害者等施策

(1) 愛知県被害者支援連絡協議会

犯罪被害者等基本法第5条は、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と規定している。

愛知県では、平成16年に「愛知県安全なまちづくり条例」が制定されており、第33条に被害者支援の推進体制、第34条に被害者等に対する支援、第35条に被害者等に対する協力に関する規定が置かれている。

そして、この愛知県安全なまちづくり条例第33条に基づき、愛知県被害者支援連絡協議会が置かれている。なお、被害者支援連絡協議会は、平成8年に警察庁において「被害者対策要綱」を策定し、全国警察に通達した後、平成11年までに、全国都道府県に設立されたものである。そして、愛知県被害者支援連絡協議会は、愛知県安全なまち作り条例の制定後の平成26年に組織改編がなされ、各機関団体の連携を強化し、被害者支援のための体制を整備しており、平成26年4月現在、33機関・団体により構成されている。同協議会は、定例総会のほか、犯罪被害者支援に関する情報交換、広報啓発活動等を行っている。

(2) 犯罪被害者等早期援助団体

各都道府県公安委員会は、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に基づいて、犯罪被害者等を支援する非営利法人を、「犯罪被害者等早期援助団体」として指定することができることとされており、平成26年4月段階で、全国で45団体の犯罪被害者等援助団体が指定されている。

愛知県では、「公益社団法人被害者サポートセンターあいち」愛称アイポートが犯罪被害者等援助団体に指定されている。

サポートセンターあいちは、平成10年に発足し、平成16年に犯罪被害者等援助団体に指定されている。

サポートセンターあいちでは、電話相談員による電話相談、愛知県弁護士会の弁護士による法律相談、犯罪被害相談員の面接及び臨床心理士によるカウンセリングといった面接相談や、相談員が検察庁・裁判所に付き添ったり自宅に出向いて支援を行ったりするなどの直接支援を行っている。

前述のとおり、犯罪被害者等基本法は、第22条に民間の団体に対する援助の規定を置いており、第一次犯罪被害者等基本計画では民間団体に対する援助のための具体的施策も掲げられ、「民間被害者支援団体における研修カリキュラムモデル案」が示されるなどの支援がなされている。

しかし、財政的援助については、不十分であるとの指摘がなされている。被害者等支援のための民間の団体については、犯罪被害者等支援のために大変大きな役割を果たしている一方で、善意の寄付やボランティアに支えられているのが現状である。

(3) その他

なお、今回の報告においては詳述しなかったが、弁護士会及び日本司法支援センターにおいても、犯罪被害者等支援のために大きな役割を果たしていることを付言する。

7 さいごに

以上のとおり、近年、犯罪被害者等施策の整備が進められ、さまざまな制度が導入されている。

ただ、犯罪被害者等支援を実効化するためには、新たな制度の導入だけでは十分ではない。被害者を取り巻く全ての者が犯罪被害者等に対する深い理解を持って関わっていくことが必要であると考えます。

<参考文献>

United Nations Asia and Far-East Institute for the prevention of crime and the treatment of offenders [Newsletter110]

内閣府「犯罪被害者白書」